



鳥取県公報

平成 28 年 5 月 17 日 (火)
第 8 7 9 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (360) (東部振興課) 2
	手数料の徴収事務の委託 (361) (医療政策課) 2
	土地改良区の役員の就退任 (362) (東部農林事務所) 2
	生産事業者登録証の記載事項の変更 (363) (〃) 3
	生産事業者の登録の失効 (364) (〃) 3
	土地改良区の役員の就退任 (2 件) (365・366) (中部総合事務所農林局) 3
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (6 件) (情報政策課) 5
	随意契約の相手方の決定 (会計指導課) 7

告 示

鳥取県告示第360号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成28年6月27日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成28年5月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日
平成28年4月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人きなんせこども館牧谷事業所
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
澤 芳雄
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
岩美郡岩美町
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障がいを持つ子どもたちに対して、デイサービス及び個別相談等を行い、彼らが家族と共に健やかに成長し、幸せな生活が送れるよう支援することで、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第361号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立歯科衛生専門学校における手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年5月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
一般社団法人鳥取県歯科医師会
- 2 委託期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

鳥取県告示第362号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり本高土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成28年5月17日

鳥取県東部農林事務所長 村 尾 和 博

退任した役員の氏名及び住所

- | | | |
|-----|-----------|------------|
| 理 事 | 松 尾 正 彦 | 鳥取市本高85-6 |
| | 〃 河 原 洋 夫 | 鳥取市本高181 |
| | 〃 松 本 正 延 | 鳥取市本高166 |
| | 〃 福 本 政 男 | 鳥取市本高364 |
| | 〃 小 松 広 美 | 鳥取市本高160 |
| | 〃 大 嶋 秀 人 | 鳥取市本高366 |
| 監 事 | 松 本 靖 人 | 鳥取市本高81-3 |
| | 〃 山 下 重 行 | 鳥取市本高369-1 |

〃 山 本 紘一郎 鳥取市本高164
 〃 坂 本 義 夫 鳥取市本高332
 平成28年 4 月29日 退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 松 尾 正 彦 鳥取市本高85－ 6
 〃 松 本 靖 人 鳥取市本高81－ 3
 〃 松 本 正 延 鳥取市本高166
 〃 河 原 宏 昭 鳥取市本高350
 〃 小 松 広 美 鳥取市本高160
 〃 河 原 洋 夫 鳥取市本高181
 監 事 坂 本 義 夫 鳥取市本高332
 〃 山 下 重 行 鳥取市本高369－ 1
 〃 山 本 紘一郎 鳥取市本高164
 〃 小 山 啓一郎 鳥取市本高143－ 1
 平成28年 4 月30日 就任 任期 2 年

鳥取県告示第363号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第 1 項の規定に基づき、次のとおり生産事業者の登録証の記載事項に変更があった旨の届出があったので、同法第16条第 2 項の規定により告示する。

平成28年 5 月17日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 西 尾 博 之

登録番号	生産事業者の氏名	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
155	智頭町森林組合 代表理事組合長 寺坂 安雄	氏名	澤米 由己	寺坂 安雄	平成23年 5 月31日

鳥取県告示第364号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第 1 項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第16条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 5 月17日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 西 尾 博 之

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
215	鳥取県東部森林組合	鳥取市湖山町西一丁目328－ 2	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	鳥取県東部森林組合苗畑	鳥取市湖山町西

鳥取県告示第365号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり東郷土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成28年 5 月17日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

退任した役員の氏名及び住所

理事 大谷 薫 東伯郡湯梨浜町大字長和田628
" 山田 正明 東伯郡湯梨浜町大字野方168
" 山本 正義 東伯郡湯梨浜町大字方地941
" 森田 輝寿 東伯郡湯梨浜町大字川上960
" 前田 博人 東伯郡湯梨浜町大字引地413
" 松本 秋文 東伯郡湯梨浜町大字門田315
監事 山田 静人 東伯郡湯梨浜町大字野花479
" 谷口 正幸 東伯郡湯梨浜町大字小鹿谷483-1
平成28年4月5日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 大谷 薫 東伯郡湯梨浜町大字長和田628
" 前田 秀穂 東伯郡湯梨浜町大字門田345
" 山本 正義 東伯郡湯梨浜町大字方地941
" 山田 正明 東伯郡湯梨浜町大字野方168
" 北野 文夫 東伯郡湯梨浜町大字高辻241
" 岡本 章 東伯郡湯梨浜町大字引地387
監事 谷口 正幸 東伯郡湯梨浜町大字小鹿谷483-1
" 竹内 英俊 東伯郡湯梨浜町大字佐美245
平成28年4月6日就任 任期4年

鳥取県告示第366号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり四王寺土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成28年5月17日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

退任した役員の氏名及び住所

理事 坂根 國之 倉吉市大谷714-1
" 山崎 裕之 倉吉市上神866
" 山根 久尚 倉吉市北面146
" 小原 一幸 倉吉市寺谷450
" 大畑 昌瞭 倉吉市大谷茶屋877-7
" 遠藤 賢二 倉吉市不入岡375
" 藤井 弘通 倉吉市大谷566
監事 山部 展史 倉吉市上神1393
" 谷口 瑞樹 倉吉市大谷988-4
" 塚根 勝 倉吉市寺谷442-1
平成28年4月21日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 坂根 國之 倉吉市大谷714-1
" 小原 一幸 倉吉市寺谷450
" 河野 俊隆 倉吉市大谷茶屋883-234
" 藤井 正嗣 倉吉市大谷58
" 遠藤 賢二 倉吉市不入岡375

〃 山 根 久 尚 倉吉市北面146
〃 山 崎 裕 之 倉吉市上神866
監 事 谷 口 瑞 樹 倉吉市大谷988-4
〃 塚 根 勝 倉吉市寺谷442-1
〃 小 坂 一 夫 倉吉市上神880-1

平成28年4月22日就任 任期4年

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年5月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 庁内LANシステムの管理運営及び保守業務 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成28年3月22日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50
- 5 契約金額 155,107,440円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定業務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第10条第1項第2号）
- 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県総務部情報政策課
鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年5月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 庁内LANシステムに係る設備の賃貸借 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成28年3月22日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50
- 5 契約金額 143,557,596円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定業務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第10条第1項第2号）
- 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県総務部情報政策課
鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 5 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 平成 28 年度データ管理委託業務 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成 28 年 3 月 22 日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町 50 |
| 5 契約金額 | 52,738,560 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定業務に関連して提供を受ける同種の特典役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第 10 条第 1 項第 2 号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部情報政策課
鳥取市東町一丁目 220 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 5 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県情報ハイウェイ管理運営委託業務 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成 28 年 3 月 22 日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町 50 |
| 5 契約金額 | 74,512,440 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定業務に関連して提供を受ける同種の特典役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第 10 条第 1 項第 2 号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部情報政策課
鳥取市東町一丁目 220 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 5 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------|---------------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 電子申請・電子決裁・総合文書管理システムの運用管理委託及び機器賃貸借 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成 28 年 3 月 22 日 |

- | | |
|--------------------|--|
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契 約 金 額 | 34,660,764円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定業務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第10条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部情報政策課
鳥取市東町一丁目220 |

 随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年5月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県クラウドサーバサービス調達業務 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成28年3月22日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契 約 金 額 | 49,256,562円（ただし、各項目ごとの税込契約単価に過去の実績から推定される今年度の数量を乗じて得た額の合計額であり、消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定業務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第10条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部情報政策課
鳥取市東町一丁目220 |

 随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年5月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|-------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 平成28年度財務会計システム運営業務委託 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成28年3月22日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契 約 金 額 | 162,789,696円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定業務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。（政令第10条第1項第2号） |

- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県会計管理者会計局会計指導課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220